

# 弟子屈町農業経営基盤強化促進基本構想

令和 5年 9月29日

— 北海道弟子屈町 —

# 目 次

第1 農業経営基盤の促進に関する目標	・・・・・・・・・・ P - 1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・・・・・・・・ P - 8
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	・・・・・・・・・・ P - 21
第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	・・・・・・・・・・ P - 24
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	・・・・・・・・・・ P - 27
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・・・・・・・・ P - 28
第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	・・・・・・・・・・ P - 35
第8 その他	・・・・・・・・・・ P - 36

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 弟子屈町の位置・気候等

弟子屈町は、ひがし北海道の中心に位置し、西北部は高い山脈をもってオホーツク地域に接し、東は根釧原野に連なり、南は標茶町を経て釧路湿原に隣接している。

地勢の大部分は千島系火山脈に属する高原地帯で地形は概ね起伏に富み、標高150から200mと平坦に乏しい。地域の70%は山林地帯で、農耕地は屈斜路湖沿岸と釧路川を始めとする各河川流域に散在している。土壌は全般に摩周系火山灰土となっている。

気候は一般に冷涼で、年間平均気温は4～5℃、積算温度は2,300℃以下と極めて低く、降雪量が100～150cmと比較的少ないため、土壌の凍結度は著しい。降雨は農耕期に多いが、平均して約1,000mmと少ない。

## 2 弟子屈町農業の現況

弟子屈町の農業は、全町的に酪農や肉用牛・馬産が盛んなほか、北部の川湯・屈斜路・札友内地域では他の地域と比較して気候が温暖なため、酪農経営とともに畑作経営が営まれている。本町の畑作は、冷涼な気象条件に適した馬鈴しょ・てん菜・小麦の3作物が作付けされている。また近年は、適正な輪作のため第4の作物としてそばの作付けが定着した。又、野菜類の導入やでん粉原料用馬鈴しょから加工用への転換も行われている。耕地面積は、約10,200haと行政面積の13%を占めており、そのうち牧草地は約8,800ha、畑地は約1,400haとなっている。

本町の農業経営は、各種農業・農村整備事業の導入により農地の造成整備や施設整備が進み、離農跡地の集積等と併せ、規模拡大と近代化が進んできた。特に畑作については全道一の経営規模となっている。農地の活用及び農業生産の大部分は、専業農家と第1種兼業農家が担っている。

しかしながら近年は、負債問題や後継者不在、さらには生乳需要減少による増産計画未達成、あるいはTPPなど農業情勢の先行きの不透明感から離農傾向が続いており、経営の悪化が続いている農家も見られる。離農跡地は規模拡大農家が取得する等、農地流動化が進んできたが、今後は遊休化も懸念される。

これらの対策として、農業後継者対策や新規参入者の受入・支援、町に移住した方への農業啓発、意欲ある担い手の確保や農地集積を今後も一層の推進に努めていかなければならない。

## 3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

### (1) 基本的な考え方

弟子屈町農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応

じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

## （2）効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、弟子屈町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる農業従事者1人当たり概ね480万円
目標年間労働時間	主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度

## （3）新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の就農5年後における所得水準及び労働時間は、（2）に定めるものをおおむね達成することを目標とする。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の達成を目標とする。

## （4）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

### ア 農業関係機関・団体との連携

まず本町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密指導を行う弟子屈町農業政策推進会議の体制を一層強化し、本町農業の将来展望とそれを担う経営体像を明確にするために徹底した議論を促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者やその集団に対して上記の濃密指導体制が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

## イ 農地流動化・生産組織

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している弟子屈町農業委員会を核とした農用地等の利用調整を一層推進し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、これら農地の流動化に関しては、出来るだけ地域内農業者間の調整を尊重しつつも、土地利用調整を全町的に展開して担い手農業者の農地が利用集積されるよう努める。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大、経営の協業化・集団化を検討し、意欲的な農業経営の規模拡大と効率化に資するよう努めている。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な役割を持っている。今後、オペレーターの育成、農作業の受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成し、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

## ウ 農村生活環境

効率的かつ安定的な農業経営の方向は、規模拡大指向とは必ずしも合致せず、ゆとりある農村生活を目指すため、適正規模の維持・効率化や、場合によっては拡大しすぎた経営の縮小も検討していくものとする。余暇の拡充・労力軽減のためには、今後とも酪農ヘルパー制度の活用を進めるほか、非農家からの補助労働力の提供を受けることにより、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつけていくものとする。関係者に対し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていく。なお、個々の農業経営においては、経営と家計との分離、特に女性の能力と立場を尊重した労働報酬の明確化など家族経営協定を取り進めていくものとする。

農業施設や住宅周辺においては、清掃整理や花壇づくり、屋敷林の整備など快適な農村環境整備に努め、田園風景豊かな景観づくりを推進する。また、本町は多数の温泉が湧出するなど自然環境に恵まれているため、訪れる観光客が多く、また都市からの移住者も少なくない。クリーン農業を実施し、このような自然環境を維持しながら、新しい発想や情報力を活用した農業生産・農村づくりに努めていくものとする。

## エ 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による

指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

#### オ 営農指導体制

弟子屈町は、弟子屈町農業政策推進会議の中で実務担当職員をもって構成している指導部会により、認定農業者等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策に係る研修会等を行う。特に、規模拡大を目指し、適切な資金計画の下に施設等への投資を行う場合には、指導部会に日本政策金融公庫帯広支店や農協連合会等の参画を仰ぎつつ、農協の営農担当職員による資金計画に係る研修、濃密指導を実施する。

#### カ 総合計画等との連携

令和4年3月に弟子屈町が策定した「第6次弟子屈町総合計画（令和4年度～令和11年度）」で示されている「基幹産業の更なる強化」を図るための施策として本基本構想を推進していくものとする。国際化に対応できる足腰の強い農業経営基盤を目指すために、関係機関・団体は農業生産者とともに各種事業を展開していくものとする。

#### キ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続き、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和12年度における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、弟子屈町の令和12年度における農業法人数の目標数を15経営体（令和4年1月現在：13経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

#### ク 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者ネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

#### ケ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

#### コ 新規就農者の育成・確保

本町農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

#### (5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

#### 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

##### (1) 新規就農の現状

弟子屈町の近年の新規就農者は4人であるが、従来からの基幹農畜産物である生乳の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、弟子屈町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、弟子屈町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、弟子屈町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（3に示す主たる従事者1人あたり2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得概ね240万円程度）を目標とする。

## (3) 地域の実情に即した取組

労働力不足、経営コストの低減など地域の課題に対応するため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完し得る経営支援組織を育成し、地域農業のシステム化を促進することにより、ゆとりある農業経営の確立を目指す。

特に、担い手の不足が深刻化し、農地の有効利用が困難となることが予想される地域においては、必要に応じて、離農跡地等の受け手や高齢農家等からの農作業の受託者となる等、公益的な役割が期待される特定農業法人及び特定農業団体の普及啓発に努め、地域が主体となった優良農地の確保とその有効利用を一層促進する。

一方、女性農業者は、農業の重要な担い手であるとともに、加工や直売、景観整備等を通じて、農村の活性化に大きく貢献している。また、農業は個人の体力や能力に応じ、生涯にわたり関わることのできる職業であることから、高齢者が経験や知識を活かし、生涯、地域活動に参加することが期待される。こうした実態等を踏まえ、女性農業者や高齢者の経営参画並びに地域活動を一層促進するため、家族経営協定の締結や集落を中心とした営農への参加・協力を推進し、魅力ある農村の確立に向けた環境づくりを支援する。

また、農家戸数の減少や高齢化の進行により、集落の社会活動の困難化や活力低下など、地域社会全体への影響が懸念され、本町農業の次代を担う農業後継者や新規就農者を育成・確保していくことが重要な課題となっている。このため、就農研修の実施や意欲ある農業後継者に対する人づくり対策等の施策の充実を図り、弟子屈町農業担い手育成センターを構成する各農業関係機関・団体や公益財団法人北海道農業公社（北海道農

業担い手育成センター)等との連携を深め、農業後継者及び新規就農希望者に対する情報提供や就農相談・研修体制の充実を図るとともに、就農に対する支援策を講じ、支援体制を強化することにより、農業後継者及び新規就農者を確保するように努める。また、新規就農希望者の雇用就農の受け皿となるよう、農業経営の法人化を支援する。

これらの取組みを進めるに当たっては、効率的かつ安定的な農業経営と、小規模兼業経営・生きがい農業を行う高齢農家、さらには地域に居住する非農業者等との間で、地域内の役割を分担しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の小規模兼業経営等にも農業経営基盤強化促進法その他の諸施策に基づく農業構造の再編等の意義について、広く理解と協力を求めていくこととする。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、弟子屈町又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
① 酪農 専業 つなぎ	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採草地 72.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 72.0ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 50頭</li> <li>・育成牛 27頭</li> </ul>	<p>&lt;農業機械&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 2台</li> <li>・農用トラック（4tダンプ）1台</li> <li>・作業用機械 1式</li> </ul> <p>&lt;建物施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎兼処理室（600㎡）1棟</li> <li>・哺育舎兼育成舎（264㎡）1棟</li> <li>・農機具庫兼乾草庫（165㎡）2棟</li> <li>・バルククーラー（3t）1基</li> <li>・堆肥盤（200㎡）1基</li> <li>・パドック（330㎡）1基</li> <li>・ミルクカー 1式</li> <li>・バンクリーナ（80m）1式</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つなぎ飼いによる飼養</li> <li>・コントラクターの活用による粗飼料の収穫を想定</li> <li>・町営牧場を利用した育成牛の管理。</li> <li>・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働中心で、年間生乳生産量450tの実現</li> <li>・簡易更新技術の導入により草地更新率を向上</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析</li> <li>・各種経営管理ツールを活用した経営改善</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> <li>・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業記録の整備</li> </ul>	<p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 2人</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
② 酪農 専業 フリー ストー ル	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採草地 117.0ha</li> <li>・サイレージ用トウモロコシ 25.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 142.0ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 120頭</li> <li>・育成牛 73頭</li> </ul>	<p>&lt;農業機械&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 3台</li> <li>・農用トラック（10tダンプ） 1台</li> <li>・タイヤショベル 1台</li> <li>・スラリータンカー 1式</li> </ul> <p>&lt;建物施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーストール牛舎兼パーラー（1,550㎡） 1棟</li> <li>・育成舎（198㎡） 2棟</li> <li>・哺育舎（165㎡） 1棟</li> <li>・乾乳舎（198㎡） 1棟</li> <li>・農機具庫（198㎡） 3棟</li> <li>・バルククーラー（8t） 1基</li> <li>・スラリーストアー（2,000㎡） 1式</li> <li>・パーラー（8w） 1式</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーストール方式による飼養</li> <li>・ミルクパーラーによる搾乳</li> <li>・コントラクターの活用による粗飼料の収穫を想定</li> <li>・町営牧場を利用した育成牛の管理。</li> <li>・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働中心で、年間生乳生産量1,200tの実現</li> <li>・簡易更新技術の導入により草地更新率を向上</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析</li> <li>・各種経営管理ツールを活用した経営改善</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> <li>・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業記録の整備</li> </ul>	<p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 2人</li> <li>・補助従事者 2人</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
③ 酪農 専業 フリー ストー ル	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採草地 190.0ha</li> <li>・サイレージ用トウモロコシ 40.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 230.0ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 200頭</li> <li>・育成牛 135頭</li> </ul>	<p>&lt;農業機械&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 5台</li> <li>・農用トラック (10t ダンプ) 2台</li> <li>・タイヤショベル 1台</li> <li>・自走式ハーベスタ 1台</li> <li>・作業用機械 1式</li> </ul> <p>&lt;建物施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーストール牛舎兼パーラー (1,790 m<sup>2</sup>) 1棟</li> <li>・育成舎 (297 m<sup>2</sup>) 2棟</li> <li>・哺育舎 (198 m<sup>2</sup>) 1棟</li> <li>・乾乳舎 (297 m<sup>2</sup>) 1棟</li> <li>・農機具庫 (297 m<sup>2</sup>) 3棟</li> <li>・バルククーラー (12 t) 1基</li> <li>・スラリーストアー (3,000 m<sup>2</sup>) 1式</li> <li>・パーラー (10w) 1式</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーストール方式による飼養</li> <li>・ミルクキングパーラーによる搾乳</li> <li>・コントラクターの活用による粗飼料の収穫を想定</li> <li>・町営牧場を利用した育成牛の管理。</li> <li>・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働中心で、年間生乳生産量12,000tの実現</li> <li>・簡易更新技術の導入により草地更新率を向上</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析</li> <li>・各種経営管理ツールを活用した経営改善</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> <li>・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業記録の整備</li> </ul>	<p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 2人</li> <li>・補助従事者 4人</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
④ 肉用牛 専業  黒毛一貫	<作付面積等> ・採草地 55.0ha 経営面積計 55.0ha <飼養頭数> ・黒毛和種繁殖牛 90頭 ・黒毛和種肥育牛 80頭	<農業機械> ・トラクター 3台 ・農用トラック（4tダンプ）1台 ・ショベル 1式 ・作業用機械 1式 <建物施設> ・肥育牛舎（297㎡） 1棟 ・堆肥舎（486㎡） 1棟 ・育成舎（297㎡） 1棟 ・パドック（350㎡） 1基 ・乾草庫（198㎡） 1棟	・フリーバーン牛舎の飼養管理方式で、常時飼養頭数繁殖牛90頭、肥育牛80頭、年間出荷頭数50頭を目指す。 ・枝肉格付等級率は、黒毛和種3等級50%、4等級50%、5等級30%を目指す。 ・牧草調製等作業は自己完結型。 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理 ・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施。 ・作業記録の整備	<労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の 態様等
⑤ 肉用牛 専業  黒毛繁殖	<作付面積等> ・採草地 10.0ha 経営面積計 10.0ha <飼養頭数> ・黒毛和種繁殖牛 30頭	<農業機械> ・トラクター 2台 ・作業用機械 1式 <建物施設> ・繁殖牛舎 (198 m <sup>2</sup> ) 1棟 ・育成舎 (198 m <sup>2</sup> ) 1棟 ・パドック (150 m <sup>2</sup> ) 1基 ・堆肥舎 (251 m <sup>2</sup> ) 1棟 ・乾草庫 (198 m <sup>2</sup> ) 1棟	・フリーバーン牛舎の飼養管理方式で、常時飼養頭数繁殖牛30頭、年間素牛出荷頭数18頭を目指す。 ・牧草調製等作業は自己完結型。 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理 ・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施。 ・作業記録の整備	<労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の 態様等
⑥ 養豚 群飼 スノコ 方式	<飼養頭数> ・子豚 180頭 ・肥育豚 500頭 ・繁殖豚 80頭	<農業機械> ・自動給餌機（計量ホッパー付） 1台 ・高圧洗浄機 1台 ・強制換気装置（インバータ制御） 1台 ・自動噴霧装置 1機 <建物施設> ・肥育豚舎（399㎡） 1棟 ・分娩豚舎（200㎡） 1基 ・堆肥舎（330㎡） 1基	・群飼スノコ豚舎の飼養管理方式で、衛生管理を徹底させる。年間出荷頭数1,300頭を目指す。 ・年間分娩回数2.2回、分娩間隔166日を目指す。 ・豚舎への入出場時の消毒槽を設置。強制換気により豚舎の換気改善を図り、自動噴霧装置の設置により定期的消毒を図る。 ・生産経営管理はパソコンで処理し効率的経営を図る。 ・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施。 ・作業記録の整備	<労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の 態様等
⑦ 畑作 野菜 複合 (I)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小麦 8.00ha</li> <li>・馬鈴薯(澱粉) 4.00ha</li> <li>・馬鈴薯(加工) 1.50ha</li> <li>・馬鈴薯(食用) 2.50ha</li> <li>・馬鈴薯(種子) 0.75ha</li> <li>・てんさい 8.00ha</li> <li>・休閒緑肥 1.50ha</li> <li>・スイートコーン 2.00ha</li> <li>・大豆 2.00ha</li> <li>・小豆 2.00ha</li> <li>・メロン 0.20ha</li> </ul> <p>経営面積計 32.45ha</p>	<p>&lt;農業機械&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 2台</li> <li>・農用トラック(4tダンプ) 1台</li> <li>・プラウ 1台</li> <li>・ポテトプランタ 1台</li> <li>・ビート移植機 1台</li> <li>・ポテトハーベスタ(澱粉用) 1台</li> <li>・ポテトハーベスタ(食用用) 1台</li> <li>・ビートハーベスタ 1台</li> <li>・ブロードキャスタ 1台</li> <li>・マルチャー 1台</li> <li>・ブームスプレーヤ 1台</li> </ul> <p>&lt;建物施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械格納庫(214㎡) 1棟</li> <li>・資材倉庫(198㎡) 1棟</li> <li>・車庫(99㎡) 1棟</li> <li>・種馬鈴薯貯蔵庫(82㎡) 1棟</li> <li>・ビニールハウス(300㎡) 7棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借地面積を縮小し、最大限に土地生産性を向上させる効率経営を目指す。</li> <li>・メロンを主体とした野菜の作付を推進する。畑作3品目と合わせて危険分散を行い、6月～8月の農業労働を確保する。</li> <li>・畑作3品目に関する農業機械の所有は、耕作面積縮小に伴い共同利用を推進し更なるコスト低減を図る。</li> <li>・土地利用型農業の基本である「土づくり」を見直す。地力増進対策として緑肥作物、堆肥の積極的な導入を図る。</li> <li>・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離。</li> <li>・パソコンによる経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施</li> <li>・市場の動向に的確に対応した計画的生産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売</li> </ul> </li> <li>・作業記録の整備</li> </ul>	<p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 2人</li> <li>・雇用 895時間</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑧ 畑作 野菜 複合 (Ⅱ)	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小麦 10.50ha</li> <li>・馬鈴薯(澱粉) 5.50ha</li> <li>・馬鈴薯(加工) 2.50ha</li> <li>・馬鈴薯(食用) 1.50ha</li> <li>・馬鈴薯(種子) 1.00ha</li> <li>・てんさい 14.50ha</li> <li>・そば 10.50ha</li> <li>・休閒緑肥 3.00ha</li> <li>・スイートコーン 1.00ha</li> <li>・大豆 2.00ha</li> <li>・小豆 2.00ha</li> <li>・メロン 0.15ha</li> </ul> <p>経営面積計 54.15ha</p>	<p>&lt;農業機械&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 3台</li> <li>・農用トラック(4tダンプ) 1台</li> <li>・プラウ 2台</li> <li>・ポテトプランタ 1台</li> <li>・ビート移植機 1台</li> <li>・ポテトハーベスタ(澱粉用) 1台</li> <li>・ポテトハーベスタ(食用用) 1台</li> <li>・ビートハーベスタ 1台</li> <li>・ブロードキャスタ 1台</li> <li>・マルチャー 1台</li> <li>・ブームスプレーヤ 1台</li> </ul> <p>&lt;建物施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械格納庫(264㎡) 1棟</li> <li>・資材倉庫(297㎡) 2棟</li> <li>・車庫(132㎡) 1棟</li> <li>・種馬鈴薯貯蔵庫(99㎡) 1棟</li> <li>・ビニールハウス(300㎡) 5棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省力化を徹底し、4年輪作を定着させ最大限に土地生産性を向上させる効率経営を目指す。</li> <li>・メロンを取り入れた野菜の作付を推進する。畑作3品目と合わせて危険分散を行い、6月～8月の農業労働を確保する。</li> <li>・畑作3品目に関する農業機械の所有は、耕作面積縮小に伴い共同利用を推進し更なるコスト低減を図る。</li> <li>・4年輪作をするため、そば、野菜、緑肥の作付け割合を高め輪作ローテーションを確立する。</li> <li>・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離。</li> <li>・パソコンによる経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施</li> <li>・市場の動向に的確に対応した計画的生産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売</li> </ul> </li> <li>・作業記録の整備</li> </ul>	<p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 2人</li> <li>・雇用 1, 220時間</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑨ 畑作 野菜 複合 (Ⅲ)	<作付面積等> ・小麦 15.00ha ・馬鈴薯(澱粉) 8.50ha ・馬鈴薯(加工) 4.00ha ・馬鈴薯(食用) 2.00ha ・馬鈴薯(種子) 1.40ha ・てんさい 18.00ha ・そば 15.00ha ・休閒緑肥 6.50ha ・スイートコーン 1.00ha ・大豆 3.00ha ・小豆 3.00ha 経営面積計 77.40ha	<農業機械> ・トラクター 3台 ・農用トラック(4tダンプ) 1台 ・プラウ 1台 ・ポテトプランタ 1台 ・ビート移植機 1台 ・ポテトハーベスタ(澱粉用) 1台 ・ポテトハーベスタ(食用用) 1台 ・ビートハーベスタ 1台 ・ブロードキャスタ 1台 ・マルチャー 1台 ・ブームスプレーヤ 1台 <建物施設> ・機械格納庫(297㎡) 1棟 ・資材倉庫(330㎡) 2棟 ・車庫(132㎡) 1棟 ・種馬鈴薯貯蔵庫(115㎡) 1棟 ・ビニールハウス(264㎡) 4棟	・省力化を徹底し、4年輪作を定着させ最大限に土地生産性を向上させる効率経営を目指す。 ・畑作4品目に関する農業機械の所有は、耕作面積縮小に伴い共同利用を推進し更なるコスト低減を図る。 ・4年輪作をするため、そば、野菜、緑肥の作付け割合を高め輪作ローテーションを確立する。 ・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離。 ・パソコンによる経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・市場の動向に的確に対応した計画的生産 ・販売 ・作業記録の整備	<労働力> ・主たる従事者 3人 ・雇用 1,635時間

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
⑩ 野菜 果樹 複合	<作付面積等> ・アスパラガス 0.20ha ・ねぎ 0.50ha ・スイートコーン 0.70ha ・メロン 0.40ha ・山ぶどう (その他果樹) 2.00ha 経営面積計 3.80ha ※上記作目に代わり、畑作3品の作付も可。	<農業機械> ・トラクター 1台 ・農用トラック(軽トラ) 1台 ・プラウ 1台 ・総合播種機 1台 ・施肥カルチ 1台 ・フロントローダ 1台 ・ブロードキャスタ 1台 ・ブームスプレーヤ 1台 ・バックレーキ 1台 ・ロータリーハロー 1台 <建物施設> ・機械格納庫(731㎡) 1棟 ・資材倉庫(330㎡) 1棟 ・ビニールハウス(300㎡) 14棟	・地域で振興しているメロンと路地野菜を中心に、果樹を組み合わせた経営を目指す。 ・家族労働力を基本とし、補完として雇用労働を導入。 ・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離。 ・パソコンによる経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・市場の動向に的確に対応した計画的生産 ・販売 ・作業記録の整備	<労働力> ・主たる従事者 2人 ・雇用 250時間

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の 態様等
① 酪農 専業  フリー ストー ル	<作付面積等> ・採草地 350.0ha ・サイレージ用トウモロコシ 80.0ha 経営面積計 430.0ha  <飼養頭数> ・経産牛 500頭 ・育成牛 350頭	<農業機械> ・トラクター 6台 ・農用トラック (10tダンプ) 3台 ・自走式ハーベスタ 1台 ・タイヤショベル 1台 ・作業用機械 1式  <建物施設> ・フリーストール牛舎兼パーラー (5,819㎡) 1棟 ・育成舎 (2,523㎡) 1棟 ・哺育舎 (275㎡) 1棟 ・乾乳舎 (199㎡) 1棟 ・農機具庫 (297㎡) 3棟 ・バルククーラー (16t) 1基 ・スラリーストア (5,000㎡) 1基 ・パーラー (10w) 1式  <その他> ・フリーストール方式による飼養 ・ミルクキングパーラーによる搾乳 ・町営牧場を利用した育成牛の管 理。 ・酪農ヘルパー制度活用による休 日等の確保	・法人経営で、年間生 乳生産量5,000 tの実現 ・草地更新は耕起によ る完全更新と簡易更 新を組み合わせて自 力主体で進める ・パソコンによる経営 計画・労務・財務・ ほ場・飼養管理、青 色申告の実施 ・乳牛検定データの活 用 ・飼養部門と飼料生産 部門の損益・原価把 握、分析 ・各種経営管理ツール を活用した経営改善 ・資金繰り表等による 資金管理 ・作業記録の整備	<労働力> ・主たる従事者 3人 ・従業員 10人

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の 態様等
⑫ 肉用牛 専業 黒毛肥 育	<作付面積等> ・採草地 27.7ha 経営面積計 27.7ha <飼養頭数> ・黒毛和種肥育牛 300頭	<農業機械> ・トラクター 1台 ・農用トラック(4tダンプ) 1台 ・ショベル 1式 ・作業用機械 1式 <建物施設> ・肥育牛舎(1,620㎡) 1棟 ・堆肥舎(1,100㎡) 1棟 ・乾草舎 1棟	・フリーバーン牛舎の飼養管理方式で、常時飼養頭数300頭、年間出荷頭数200頭を目指す。 ・枝肉格付等級率は、黒毛和種3等級50%、4等級50%、5等級30%を目指す。 ・牧草調製等作業は自己完結型。 ・パソコンによる経営計画・労務・財務・ほ場・飼養管理、青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理 ・作業記録の整備	<労働力> ・主たる従事者 1人 ・従業員 5人

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業基本方針第3経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にとっては、指標を例示すると次のとおりである。

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の 態様等
① 酪農 専業 つなぎ	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採草地 40.0ha</li> </ul> <p>経営面積計 40.0ha</p> <p>&lt;飼養頭数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 40頭</li> <li>・育成牛 25頭</li> </ul>	<p>&lt;農業機械&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター 2台</li> <li>・ミキサー 1台</li> </ul> <p>&lt;建物施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎兼処理室 (528 m<sup>2</sup>) 1棟</li> <li>・哺育舎兼育成舎 (198 m<sup>2</sup>) 1棟</li> <li>・農機具庫兼乾草庫 (165 m<sup>2</sup>) 2棟</li> <li>・バルククーラー (3 t) 1基</li> <li>・堆肥盤 (200 m<sup>2</sup>) 1基</li> <li>・パドック (330 m<sup>2</sup>) 1基</li> <li>・ミルクカー 1式</li> <li>・バンクリーナ (80m) 1式</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つなぎ飼いによる飼養</li> <li>・コントラクターの活用による粗飼料の収穫を想定</li> <li>・町営牧場を利用した育成牛の管理。</li> <li>・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働中心で、年間生乳生産量320tの実現。</li> <li>・簡易更新技術の導入により草地更新率を向上。</li> <li>・乳牛検定データの活用</li> <li>・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析</li> <li>・各種経営管理ツールを活用した経営改善</li> <li>・資金繰り表等による資金管理</li> <li>・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離。</li> <li>・青色申告の実施。</li> <li>・作業記録の整備</li> </ul>	<p>&lt;労働力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる従事者 1人</li> <li>・補助従事者 1人</li> </ul>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の 態様等
② 野菜 専業	<作付面積等> ・アスパラガス 0.20ha ・ねぎ 0.70ha ・スイートコーン 0.70ha ・メロン（露地） 0.40ha 経営面積計 2.00ha	<農業機械> ・トラクター 1台 ・農用トラック（軽トラ） 1台 ・ブラウ 1台 ・総合播種機 1台 ・施肥カルチ 1台 ・フロントローダ 1台 ・ブロードキャスタ 1台 ・ブームスプレーヤ 1台 ・バックレーキ 1台 ・ロータリーハロー 1台 <建物施設> ・機械格納庫（731㎡） 1棟 ・資材倉庫（330㎡） 1棟 ・ビニールハウス（300㎡） 14棟	・地域で振興しているメロンと路地野菜を中心とした経営を目指す。 ・家族労働力を基本とし、補完として雇用労働を導入。 ・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離。 ・パソコンによる経営計画・労務・財務・ほ場管理、青色申告の実施 ・市場の動向に的確に対応した計画的生産 ・販売 ・作業記録の整備	<家族労働力> ・主たる従事者 2人 ・パート 250時間

## 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

弟子屈町の基幹農畜産物である生乳を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要なとなる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、釧路農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、弟子屈町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に密着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

### 2 本町が主体的に行う取組

弟子屈町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、釧路農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、弟子屈町農業担い手育成センターにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

弟子屈町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

また、弟子屈町が主体となって釧路農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、摩周湖農業協同組合、各生産組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップをしながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

前述のような指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

弟子屈町は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては釧路農業改良普及センター、JA組織、弟子屈町認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

弟子屈町は、弟子屈町農業担い手育成センター及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農

支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

公益財団法人北海道農業公社や釧路農業改良普及センター、摩周湖農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

弟子屈町農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備 考
弟子屈町農用地面積の98%程度	

また、効率的かつ安定的な農業経営における農地の面的集積の割合が高まるよう努める。

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や省力栽培による保全等の取組を進める。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

弟子屈町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、弟子屈町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

弟子屈町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

### 1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町村の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、その他の関係者として、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市町村は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

### 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

弟子屈町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う

自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

## (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

## (3) 農用地利用改善事業の内容

(2) の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

## (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係に関する事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

## (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を弟子屈町に提出して、農用地利用規程について弟子屈町の認定を受けることができる。
- ② 弟子屈町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な

ものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定められるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 弟子屈町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を弟子屈町公報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 弟子屈町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は、特定農業団体

が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、認定計画とみなす。

#### （7）農用地利用規定の特例

- ① （5）の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規定に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規定においては、（6）の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
  - イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
  - ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
  - エ その他農林水産省令で定める事項
- ③ 弟子屈町は、①の規定により定められる農用地利用規定の申請があったときは、その旨を弟子屈町公報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により公告し、当該農用地利用規定を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規定について、弟子屈町に意見書を提出することができる。
- ④ 弟子屈町は、①に規定する農用地利用規定について申請があった場合、（5）の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、弟子屈町は、（5）の①の認定を行う。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規定について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規定に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の保有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規定において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。）第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考慮し、算出す

る。

⑦ ①の農用地利用規定の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年3月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

#### (8) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、弟子屈町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を弟子屈町に届け出るものとする。

③ 弟子屈町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

#### (9) 農用地利用改善団体の勸奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農

用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 弟子屈町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規定を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 弟子屈町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、弟子屈町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他の農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受委託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整

備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

##### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 弟子屈町は、草地畜産基盤整備事業弟子屈地区（令和3年度～7年度）等による草地更新の促進により、効率的かつ安定的な農業経営を目指す酪農経営体が、経営発展と農村環境の向上を図っていく上での条件整備を図る。

イ 弟子屈町は、国営総合農地防災事業川湯跡佐地区により、暗渠排水及び明渠排水の機能回復を行い、土地利用型農業における生産体制強化を目指していく。

ウ 弟子屈町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

##### (2) 推進体制等

###### ① 事業推進体制等

弟子屈町は、農業委員会、摩周湖農業協同組合、釧路農業改良普及センター、その他の関係団体と連携しつつ弟子屈町農業政策推進会議において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

###### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、弟子屈町は、このような強力な推進に配慮する。

## 第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 弟子屈町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 弟子屈町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

### 附則

- 1 この基本構想は、令和 5年 9月 29日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。